

令和元年 1 2 月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

令和元年12月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	令和元年12月20日（金） 午後4時00分 開会
場 所	新潟市役所白山浦庁舎5号棟3階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件</p> <p>議案第25号 通学区域の変更について…………… 1</p> <p>議案第26号 新通つばさ小学校の通学区域の設定及び 新通小学校の通学区域の一部変更について…………… 4</p> <p>議案第27号 新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する 条例施行規則の一部改正について…………… 8</p> <p>第3 報告</p> <p>・令和元年度 全国体力・運動能力，運動習慣等調査の 結果について…………… 1</p> <p>第4 次回日程</p> <p>1月定例会 令和 2年 1月15日（水）午後2時30分</p> <p>2月定例会 令和 2年 2月 4日（火）午後3時30分</p> <p>3月定例会 令和 2年 3月12日（木）午後2時30分</p> <p>第5 閉会</p> <p>第6 協議会</p> <p>・「第二次新潟市立図書館ビジョン(案)」及び「第三次新潟市子ども読 書活動推進計画(案)」に対する市民意見募集(パブリックコメント)の 結果について…………… 1</p>

付議事件

議案第 25 号

通学区域の一部変更について

新潟市立木崎小学校と笹山小学校との統合に伴い、木崎小学校の通学区域を次のとおりとしたいため議決を求める。

令和元年 12 月 20 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

通学区域の一部変更について

1 新潟市立木崎小学校の通学区域

現在の木崎小学校の通学区域に笹山小学校の通学区域の全域（別紙資料及び別紙図面に表示された地域）を加えた区域を木崎小学校の通学区域とする。

2 通学区域変更の対象者

施行期日以降、該当通学区域に居住する児童

3 通学区域変更の施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

木崎小学校の通学区域

通学区域を変更する住所（表）

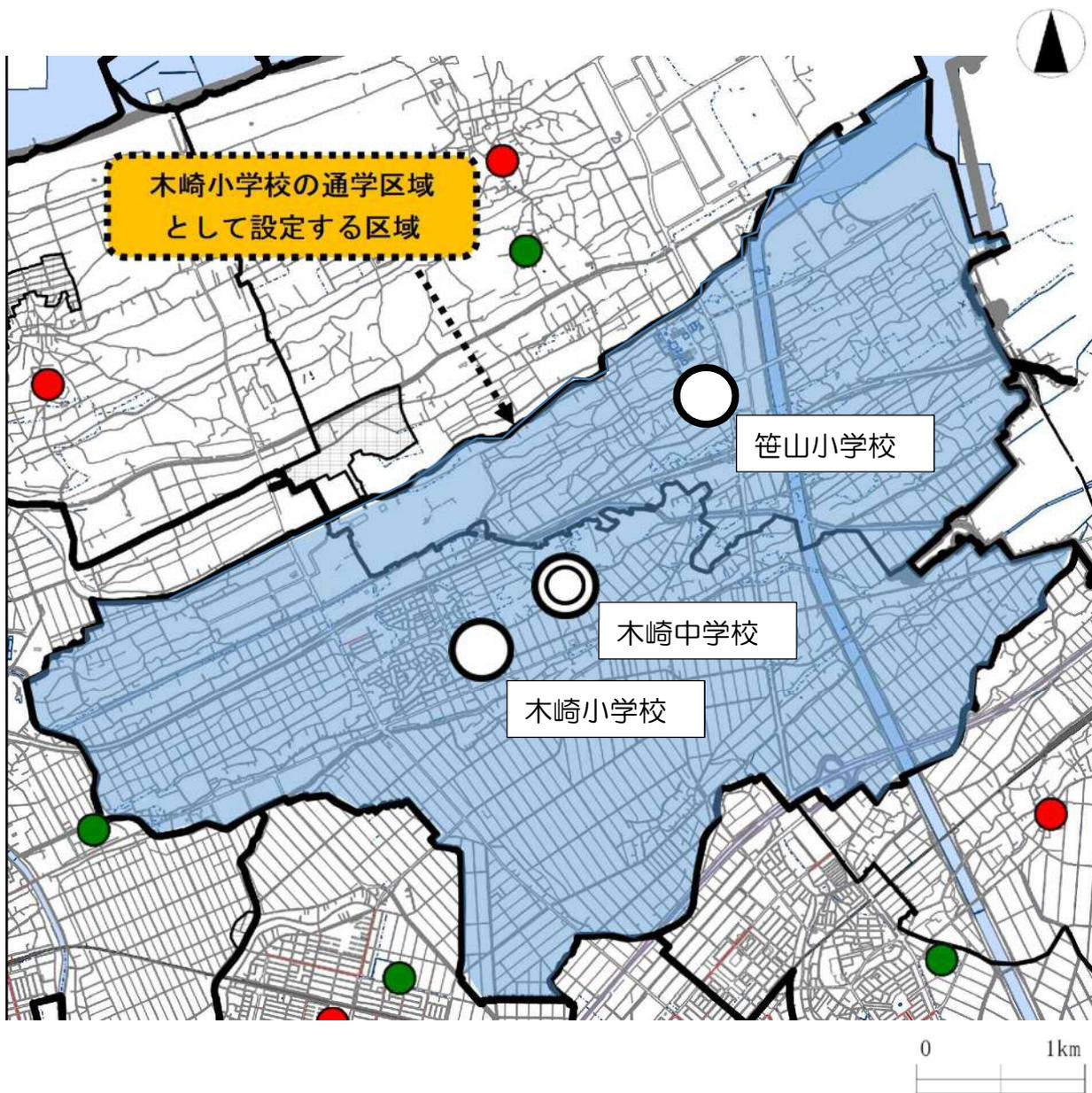
区名	町名	地番等
北区	内 島 見	1838
	浦 ノ 入	190, 367, 791～794, 813～1068, 1250～1731, 3981, 3982
	木 崎	1006-2, 3436-6, 3442-3, 3456-7～3469-1, 3679-1～4405-1
	笹 山	全 部
	笹 山 東	全 部
	横 土 居	全 部

学級数・児童数の状況

	令和元年度	令和2年度 推計	令和7年度 推計
木崎小学校	13学級（350人）	15学級（407人）	13学級（357人）
笹山小学校	6学級（49人）	—	—

※ 各年度の数値は、特別支援学級の学級数・児童数を含めていません。

新潟市立木崎小学校 通学区域概図 (令和2年4月1日～)



議案第 26 号

新通つばさ小学校の通学区域の設定と新通小学校の通学区域の一部変更について

新潟市立新通小学校（以下「新通小学校」という）の適正規模化を進めるために新通小学校から分離新設する新潟市立新通つばさ小学校（以下「新通つばさ小学校」という）の通学区域及び、それに伴い変更となる新通小学校の通学区域を、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和元年 12 月 20 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新通つばさ小学校の通学区域の設定と新通小学校の通学区域の一部変更について

1 新通つばさ小学校の通学区域

別紙資料 1 に表示された区域を新通つばさ小学校の通学区域とする。

2 新通小学校の通学区域

現在の新通小学校の通学区域から、新通つばさ小学校の通学区域を除いた区域（別紙資料 2 に表示された区域）を新通小学校の通学区域とする。

3 新通つばさ小学校の通学区域となる対象者

施行期日以降、該当通学区域に居住する児童

4 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

別紙資料 1 新通つばさ小学校の通学区域

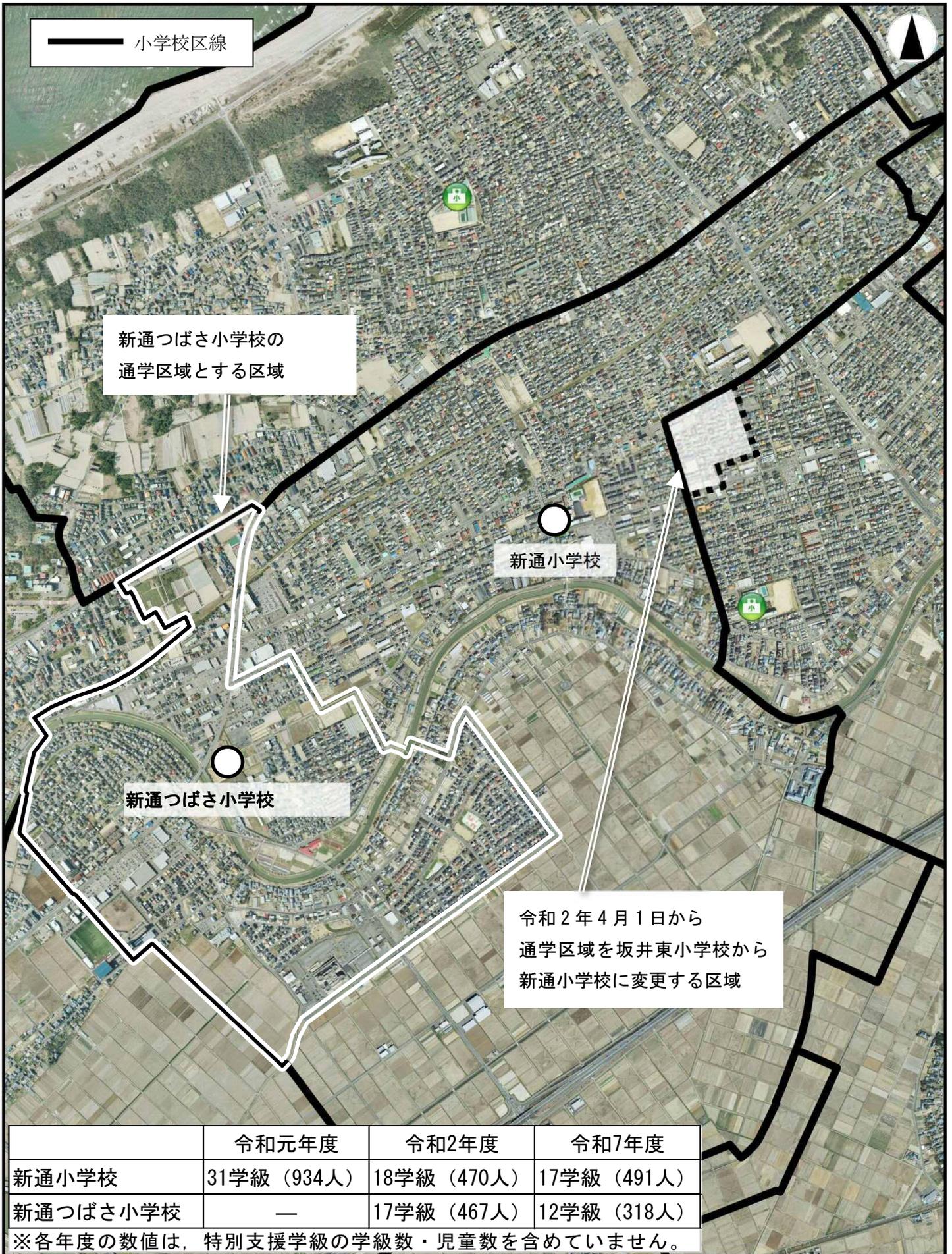
区名	町名	地番等
西区	大野	全部
	坂井	428 番地 10, 435 番地 14, 439 番地, 440 番地 5, 440 番地 10, 441 番地, 446 番地, 454 番地, 455 番地, 462 番地, 468 番地, 589 番地～700 番地, 706 番地～710 番地, 712 番地 1, 716 番地 1, 716 番地 3, 725 番地～739 番地, 756 番地 2, 756 番地 3, 756 番地 6, 757 番地～779 番地, 1438 番地
	新通	872 番地 2, 1012 番地～1095 番地, 1238 番地～1276 番地, 1326 番地～1352 番地, 1680 番地～1728 番地, 1924 番地～2008 番地, 2191 番地 1, 2192 番地 1, 2195 番地 1, 2295 番地 1, 2297 番地 1, 2301 番地～2302 番地, 2717 番地～2838 番地, 3092 番地～3119 番地
	新通西 1・2 丁目	全部
	新通南 1～3 丁目	全部
	大学南 1 丁目	1 番地 1～41 番地 4, 384 番地 1～385 番地, 423 番地 8, 428 番地 14, 429 番地 6, 434 番地 2, 434 番地 4, 435 番地 2, 435 番地 16, 447 番地 4, 455 番地 1～460 番地 2, 6674 番地 2～6693 番地 1, 6703 番地 3～6714 番地 3, 7811 番地 3～7811 番地 4
	槇尾	420 番地～475 番地, 1029 番地～1376 番地, 1383 番地, 1393 番地, 1394 番地

別紙資料2 新通小学校の通学区域

区名	町名	地番等
西区	坂井	339 番地 3, 470 番地～587 番地, 719 番地 1, 746 番地 1, 747 番地 3, 752 番地 1, 752 番地 2, 753 番地, 783 番地～1035 番地, 1037 番地 1, 1037 番地 3
	坂井 3 丁目	全部
	坂井砂山 1～4 丁目	全部
	坂井東 6 丁目	全部
	新通	3123 番地～3535 番地, 3878 番地, 3885 番地, 4727 番地, 4734 番地, 4759 番地, 5324 番地 2, 5342 番地, 5343 番地, 5347 番地
	須賀	10 番～11 番 7 号
	寺尾	20 番 23 号～30 号, 22 番～31 番
	寺尾上 1～6 丁目	全部
	寺尾台 1 丁目	6 番 13 号～35 号, 7 番
	寺尾東 3 丁目 (※)	15 番, 16 番, 18 番～20 番

※寺尾東 3 丁目は令和 2 年 4 月 1 日付けで坂井東小学校区から新通小学校区に変更になります。

別紙図面 新通つばさ小学校の通学区域概図



1/15000



議案第 27 号

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和元年 12 月 20 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正理由

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立が図られるよう支援するため、他政令市の休暇制度を鑑み、休暇の取得要件を拡大するもの

2 改正内容

子の看護休暇取得対象となる子の年齢を 9 歳から 12 歳へ変更

併せて、年次有給休暇に係る条文の誤りを修正

3 施行期日

令和 2 年 1 月 1 日

新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則（平成29年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「8条」を「9条」に改める。

第20条第1項第14号中「9歳」を「12歳」に改める。

附 則

この規則は，令和2年1月1日から施行する。

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成29年教育委員会規則第2号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第16条 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第12条第1項第1号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第20条 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第14条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) <u>12歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（その養育する<u>12歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(15)～(22) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第16条 教育職員勤務時間条例第8条において読み替えて準用する勤務時間条例第12条第1項第1号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第20条 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第14条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) <u>9歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（その養育する<u>9歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(15)～(22) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>

協 議 会

「第二次新潟市立図書館ビジョン（案）」に対する
パブリックコメントの実施結果・対応について

中央図書館

1 パブリックコメント実施の概要

(1) 意見募集期間

令和元年10月24日（木）～令和元年11月23日（土）

(2) 広報手段

- ・市報にいがた、市ホームページに掲載
- ・市政情報室、各区役所、各出張所、各図書館、各公民館（10館）にて資料配付

2 パブリックコメント提出意見の概要

(1) 意見提出者数

5名（提出方法：電子メール2名、窓口へ持参3名）

(2) 意見数

9件

(3) 案の修正

なし

(4) 提出意見

別紙参照

第二次新潟市立図書館ビジョン（案）パブリックコメント結果 意見の概要と市の考え方

●提出者数：5名

●意見数：9件

No.	箇所	項目	ご意見の概要	市の考え方	修正
1	全般	—	図書館は全ての世代、様々な状況の市民を支える場所です。私は県外各地で暮らし、各地の図書館に助けてもらいました。見知らぬ土地で不安も大きいとき、その地域の図書館が充実していると、子どもも親もうれしく心強く、その都市への信頼感が生まれました。これから新潟市が、より住みやすく、移住しやすい都市になるためにも、図書館の充実は不可欠と考えます。財政も厳しいことと思いますが、未来のために、図書館の予算を確保、充実して下さるようお願いいたします。	ご意見ありがとうございます。新潟市に継続してお住まいの方にも、市外から転居してこられる方にも期待される図書館になるよう、限られた財源の中で事業の充実に努めていきます。	無
2	全般	—	4つの「目指す図書館像」は、解りやすく具体的に示してあるため、理解しやすく期待できる。中でも「イ 特色ある地域づくりに寄与する『分権型図書館』」と、「ウ 子どもの読書活動を推進する『学・社・民融合型図書館』」に期待します。	ご意見ありがとうございます。ご指摘の「イ」と「ウ」は、第二次計画で引き継いだ「イ 特色ある地域づくりのために地域資料を収集・活用します」と「ウ 子どもの読書活動を推進します」として取組を進めていきます。	無
3	13p	ア 市民の生涯学習や課題解決を支援します	「高齢者のニーズに対応する」という内容を入れる。高齢化社会に対応し、シニア、シルバー世代への対策を加えてはいかがでしょうか。	高齢者のニーズについては、「施策1」の「多様な利用に応じた図書館サービス」の中で様々なニーズに対応していきます。	無
4	14p	イ 特色ある地域づくりのために地域資料を収集・活用します	図書館では市民に身近なものを見たい。中央区役所や本庁に設置してある資料についても図書館で設置してほしい。また、読書バリアフリー法の観点から、文書で設置してほしい。	図書館で設置可能な地域資料の収集・提供に努め、読書バリアフリー法の観点にも配慮いたします。	無
5	14p	イ 特色ある地域づくりのために地域資料を収集・活用します	自分の地域を知ること、より深く理解することは、地域に関心を持ち地域を愛すること、大切にすることに繋がります。繋がることで図書館を身近な場所として利用者が増加すると思われます。	地域資料の活用を通して、地域への愛着や誇りを醸成する取組を行い、図書館の利用につなげていきます。	無
6	14p	ウ 子どもの読書活動を推進します	ブックスタート事業の「充実」を「充実と継続」とする。ブックスタートは1歳歯科健診を受診する子どもと保護者に向けて、絵本や図書館利用について直接伝えることができるので、継続を希望します。	取組②の「ブックスタート事業の充実【継続】」として、引き続き取り組んでいきます。	無

No.	箇所	項目	ご意見の概要	市の考え方	修正
7	14p	ウ 子どもの読書活動を推進します	予算の無い中ですが、ブックスタートと3歳児健診での働きかけ、興味づけにより、良い本との出会いが生まれ、確実に読書習慣が身についてきます。この年齢を大切に支援していただきたい。	ブックスタートと3歳児健診での働きかけについては、「第三次新潟市子ども読書活動推進計画」と併せて取り組んでいきます。	無
8	第6章 第7章	省略	本計画を読み、このような活動を始めて知りました。記載された内容は良く解りました。第6章「新潟市の図書館運営の理念と目指す図書館像、第7章「評価」は、本計画でOKです。	ご意見ありがとうございます。「評価」を実施しながら、本計画を推進していきます。	無
9	17p	—	図書館にとって資料費は極めて基本的かつ重要な要素です。合併以後の資料費・市民一人当たりの資料購入費の推移、政令市20市との比較を資料として掲載するべきです。そして資料費をどの程度のレベルで維持していくのが望ましいのか、図書館の姿勢を示すと同時にしっかりと議論し市民に提示するべきだと思います。合併時の資料費から見ると、今は半分近くに減ったのではないのでしょうか。資料費が減れば買えない資料が出てきます。その買えなかった資料が実は資料的価値や文化的価値が高い図書館に必要な資料である場合もあります。減るという意味を市民に問いかけていただきたいと思います。	ご意見のとおり厳しい状況にあります。限られた財源の中で、P.15(3)に記載した「効率的・効果的な運営」として、選書会議の工夫により社会情勢や地域の特性・ニーズに合った蔵書の構築に努めます。また、「雑誌カバー等広告事業」に加え、第二次計画ではホームページでの広告事業の検討をするなど、引き続き資料購入費に充てる特定財源を増やす取組を進めていきます。	無

「第三次新潟市子ども読書活動推進計画（案）」に対する

パブリックコメントの実施結果・対応について

中央図書館

1 パブリックコメント実施の概要

(1) 意見募集期間

令和元年10月24日（木）～令和元年11月23日（土）

(2) 広報手段

- ・市報にいがた、市ホームページに掲載
- ・市政情報室、各区役所、各出張所、各図書館、各公民館（10館）にて資料配布

2 パブリックコメント提出意見の概要

(1) 意見提出者数

9名（提出方法：郵送2、電子メール4、窓口へ持参3）

(2) 意見数

23件

(3) 案の修正

2件

項目	意見概要	修正
第3章 3学校	「学齢期は、子どもが生涯にわたる読書習慣を身につける大切な時期であり、 <u>子どもの読書活動を推進する最も重要な場所です。</u> 」 下線部分の前に「学校は」を挿入してはどうか。	意見のとおり修正
用語解説	※2「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」 「おおむね5年(平成30～令和4年)」を 「おおむね5年(平成30～令和4年度)」 に修正。	意見のとおり修正

(4) 提出意見

別紙

「第三次新潟市子ども読書活動推進計画(案)」に対する意見の概要と市の考え方・対応について

No.	箇所	項目	ご意見の概要	市の考え方	修正
1		全般	<p>パブコメが実施された事で、このような計画がある事を初めて知った。本計画を読むことで、これまでに様々な取組みが行われてきた事が良く解った。</p> <p>課題解決に向けた検討を更に重ね、本計画を推進してもらいたい。</p> <p>「第三次新潟市子ども読書活動推進計画(案)」に賛成する。関係課・機関が連携・協力を更に強化し推進してもらいたい。</p> <p>我々市民の日頃の行動が全体目標の達成に繋がる事を改めて解った。全市民が自分の事と捉え行動していきたいと思う。</p>	<p>ご意見及び本計画への賛成のご意見ありがとうございます。今後も関係課・機関と連携を更に強化し、市民の皆様と協働し計画を推進していきます。</p>	無
2		全般	<p>新潟市の財政状況が厳しいものと報じられている中、この計画と取組は、地味であるけれども、長期的に見て何より大事な、人づくりの基盤であることも、計画の中で触れてもいいのではないか。</p>	<p>本計画と取組が長期的に見て人づくりの基盤であることも含めて、「未来へつなぐ 読書のバトン」(P1)で述べています。</p>	無
3		全般	<p>読書バリアフリー法に期待する。すべての子どもたちが、平等に読書環境を整備されるために、是非、早い実現を望む。</p>	<p>「未来へつなぐ 読書のバトン」(P1)で述べているように、新潟市の全ての子どもたちが本に親しみ、読書習慣を身につけられるよう、豊かな「子どもの読書環境づくり」に努めていきます。</p>	無
4	2~6p	第1章 1 各場面での主な成果と課題	<p>子ども読書活動推進計画が着実に進められていることを評価する。とりわけ、ブックスタートが多くのボランティアとともに継続して進められていること、学校図書館の活用が着実に進められていることは、子どもの読書活動を進める上で非常に意義ある取り組みと評価する。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今後もブックスタート事業の充実や学校図書館の活用が進むよう取り組んでいきます。</p>	無
5	7p	第1章 2数値目標の達成状況	<p>前計画の取組に対する成果指標がアウトプットのみで、より重要なアウトカムが設定されていないように思う。子どもの読書活動のアウトカムの指標を設定し次の計画期間に評価できるようにしたらよいのではないか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。本計画ではアウトカム指標をもとに、新潟市の全ての子どもたちが本に親しみ、読書習慣を身につけることを目指しています。さらに子どもの読書活動の推進を進めてまいります。</p>	無
6	11p	第2章 5目標指標(2)指標	<p>小中学校の不読者に働きかけ不読を減らすことは、必要かつ大変重要なことだと思う。学校であれば具体的に不読者に対し個人個人にピンポイントで働きかけることが可能だと思う。そのための読書プログラム(例えば3か月コースとか)を国語研究者・教員・司書教諭・学校司書が協力して開発し、さらに公共図書館・家庭等もタッグを組みプログラムを実行するといった取組を教育委員会で行ってはどうか。その結果に効果が出たならば、さらに広げていったらよいと思う。教育は平等に受けられるべきで、そのためにも不読者には手を差し伸べるべきかと思う。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいた意見を参考にさせていただき、関係者と連携を図っていきます。</p>	無

No.	箇所	項目	ご意見の概要	市の考え方	修正
7	13p	第3章 1家庭 施策②ブック スタート事業の充実	ブックスタート事業の充実が良い場になっていると思う。保護者からの声掛けや、若い人にも図書館や読書に興味を持ってもらう。	ブックスタート事業を通して、保護者の方々に、子どもの読書や図書館に関心をもってもらえるよう今後も取り組んでいきます。	無
8	14p ～ 24p	第3章1家庭、2保育園・幼稚園・認定こども園、3学校、4地域	家庭・園・学校・地域において、それぞれ「できるだけ読書の時間を確保するよう働きかける」を追加。ゆとり教育が見直され、学校でやるべきことが増加しているにもかかわらず授業時間は増えない。朝読書の時間も英語教育等に転換されてきている。文化庁の調査では読書をしない子どもはこの10年間で2.5倍に増加しており、その理由はスマートフォンとされている。貸出冊数だけでは読書量は図れないので、園児児童生徒の生活の中でいかに読書の時間を確保してやるかが課題と考える。従って、第三次計画には読書の時間の確保を盛り込むべきと思う。また、スマホ等デジタル機器での読書についても検討すべき時期に来ていると思う。	本計画を通して、さまざまな機会を捉えて読書の時間の確保について働きかけを行っていきます。スマートフォン等での読書については、子どもを取り巻く環境の変化を見ながら、本計画の中で検討していきます。	無
9	14p	第3章 1家庭	出産前の保護者が絵本への理解を深めるために、妊産婦健診時に主旨の説明書と一緒に絵本を1冊プレゼントしたらどうか。保護者に読書の意義や重要性、読書の楽しさをわかってもらうために、具体的な解説や事例をわかりやすく伝えることが大切だと思う。	ご意見を参考に、出産前の保護者への効果的な働きかけを検討していきます。現在もブックスタートや健診などの機会に、保護者向けに読書の大切さを伝えるパンフレットやブックリストを配布していますが、より具体的に伝えられるように内容を工夫していきます。	無
10	14p	第3章 1家庭 施策①保護 者への働きかけの推 進	P14、1家庭、保護者への働きかけの推進ですが、父母だけで無く、祖父母への働き掛けも大切であるので、祖父母も保護者の一員である旨をいれてはどうか。	ご意見ありがとうございます。多様な家庭環境も踏まえ、保護者の一員として祖父母も含めて働きかけていきます。	無
11	14p	第3章 1家庭 施策①保護 者への働きかけの推 進	今ある小学生向けのうちどくブックリストに掲載されている本は「うちどく」にこれから取り組む人にとってはハードルが高すぎると思う。読書が苦手な子どもや、本が生活に入り込んでいない家庭にこそ「うちどく」に取り組み、本を身近にして欲しいので、ヨシタケシンスケの絵本のような親子で楽しめる本を掲載してはどうか。	ご意見ありがとうございます。うちどくブックリストの内容については、今後も検討していきます。	無
12	14p	第3章 1家庭 施策①保護 者への働きかけの推 進	ブックリストやチラシについて、重要なのはどこに設置し、どうやって手渡すかだと思う。公共施設だけでなく、小児科や学習塾など、子どもと親が通う場所で待ち時間やスキマ時間ができる場所に設置したり情報提供することはできないか。	いただいたご意見を参考に、ブックリストやチラシの設置場所や効果的な配布方法を検討していきます。	無

No.	箇所	項目	ご意見の概要	市の考え方	修正
13	15p	第3章 1家庭 施策②ブック スタート事業の充実	出産前は時間はあるが疲れやすいのでチラシ等の情報提供よりはマタニティ講座などの時に司書が外向いて実際に読み聞かせをしてやるのもいいのではないかと。	取組「出産前の保護者を対象とした絵本や読書に関する情報提供」(P12)のなかで、出産前の保護者対象の講座等で直接情報提供する取組を検討していきます。	無
14	15p	第3章 1家庭 施策③子育て世代が利用しやすい図書館づくり	滞在しやすくする手立てとして、未就学児を連れてきた親子などは、ほんぽーとの駐車場代金を減免してはどうか。	ご意見を参考に、子育て世代が利用しやすい環境づくりを検討していきます。	無
15	18p	第3章 3学校	日本語として違和感があるので、以下のように修正してはどうか。 →「学齢期は、子どもが生涯にわたる読書習慣を身につける大切な時期であり、学校は、子どもの読書活動を推進する最も重要な場所です。」	ご意見のとおり修正します。	有
16	18p	第3章 3学校	「読書活動推進のための利活用に加え、様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されている」とあるので、教師、学校司書、ボランティアと共に一クラスごとにアニメーションを授業に取り入れてもらえないか。	校内読書週間等の学校の様々な場面で、アニメーションも含めた読書活動への取組を進めていきます。 ※アニメーション対話を重視した「創造的な遊び」の手法による読書教育の一つの方法で、その場で読み聞かせたり、参加者があらかじめ同じ本を読んでおいたりして、楽しみながら読解力・表現力・コミュニケーション能力を高めていこうとするもの。	無
17	19p	第3章 3学校 施策①学校図書館活用の拡大	校長がリーダーシップを発揮するため、読書や図書館、司書や司書教諭に関する最近の知識を得る機会が必要なのではないか。	管理職研修等を充実させていきます。	無
18	19p	第3章 3学校 施策②教職員研修の充実	幼少期から小学校段階での読書習慣の形成が、中学生の不読率や読書離れを防ぐと考える。小・中学校の司書が交流する機会を設け、発達段階に応じた切れ目のない適切な読書支援ができるような研修を求める。	学校司書実務研修等で、小・中学校の司書が交流する機会の充実を図ります。	無
19	21p	第3章 3学校 施策⑥地域との連携	熱心な学校もあれば、取組みが見えない学校もあるように、学校の取組には大きな差があると感じている。学校図書館地域開放への支援や学校図書館ボランティア養成のための支援は本当に必要だと思う。児童の本好きは、学校図書館の力が大きいと思う。	ご意見ありがとうございます。「⑥地域との連携」(P21)に記載したとおり、支援に取り組んでいきます。	無

No.	箇所	項目	ご意見の概要	市の考え方	修正
20	22p	第3章 4地域 施策①子どもの読書環境の整備、 施策②子どもと本を結ぶ事業の実施	「就学前～小学生の保護者に子どもの読書を充実させることへの働きかけをする」という内容をいれる。 小学校では絵本や幼年文学から本格的な読み物への移行がうまくいかず本離れ現象をおこす子が多い。対策として、絵本だけでなく本も読み聞かせをする、親子で同じ物語を楽しむなどが考えられるが、学校司書だけではなかなか進展しない。学校(教師)、PTA(保護者)、地域教育コーディネーターなど子どもの身近にいる大人と公共図書館が連携し子どもの読書が充実するように、意識を高めていくことが必要だと思う。小学校時代のよい読書は、ティーンズ世代の自分を育てる読書につながる。	ご意見のとおり、家庭・園・学校・地域が連携・協力して、就学前から小学生の保護者に働きかける取組を検討していきます。	無
21	24p	第3章 4地域 施策⑤ボランティアとの連携・支援	読み聞かせボランティアを始める人が、やりたいと思ったときにいつでも始められるよう初心者向け養成DVDを作成して、各図書館に配布してほしい。 読み聞かせボランティアステップアップ講座を地元の図書館で定期的開催してほしい。	ご意見ありがとうございます。読み聞かせボランティアとの連携を図りながら、初心者に対し支援できる環境づくりを進め、さらに今後は、初心者向けの養成講座を定期的実施していきます。 また、読み聞かせボランティアステップアップ講座については、ボランティアの皆様が参加しやすい効果的な方法を今後検討していきます。	無
22	24p	第3章 4地域 施策⑦職員研修の充実	多くの事業が計画されているが、それらを実のものとするためには、協働の相手である市民ボランティアや、教育や保育などの連携機関との間で、職員の信頼を育てていくことが何よりも大事。職員を育てていくために、時間をかけて専門性を磨けるような取り組みが大事。	ボランティアや関係課・機関の職員とさらに連携が深まるよう取り組んでいきます。また、職員が子どもの読書に関わる研修の機会を充実させることで、職員の専門性も高めていきます。	無
23		用語解説 ※2「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画(第四次)」	「おおむね5年(平成30～令和4年)」を「おおむね5年(平成30～令和4年度)」に修正。	ご指摘のとおり修正します。	有